

深谷市ふっかちゃん子ども福祉基金

活用状況報告書（令和7年度）

障害福祉課

軽度・中等度難聴児補聴器購入等に伴う自己負担金助成事業 報告書

本事業は、平成24年度から実施しており、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成する事業の際に生ずる自己負担分について、深谷市ふっかちゃん子ども福祉基金を活用し助成しているものである。

この補聴器購入費用と修理費用の一部助成事業は県補助事業で、3分の1が県、3分の1が市、残り3分の1が自己負担となっているところであるが、その自己負担分について深谷市ふっかちゃん子ども福祉基金を活用し助成している。なお、市県民税課税世帯については補聴器購入費用の10分の1の金額を除いた自己負担部分を助成している。

令和5年度から補聴器の修理も県補助事業の対象となった。また、令和7年度からは一側性難聴児も助成対象となり県補助事業の対象児が拡大されたことから、成長期にある子どものための助成としてその意義を感じることができる。

なお、本事業の利用実績は、

令和	元年度	が	6件	・	182,309円
令和	2年度	が	4件	・	135,172円
令和	3年度	が	3件	・	61,278円
令和	4年度	が	5件	・	105,412円
令和	5年度	が	7件	・	182,764円
令和	6年度	が	6件	・	54,769円
令和	7年度	が	5件	・	105,487円

となっている。

障害児療育経費の助成事業 報告書

本事業は、平成25年度から実施しており、障害児が療育事業に参加した場合にかかる経費の一部について、深谷市ふっかちゃん子ども福祉基金を活用し助成しているものである。

この助成金の交付額は、対象の療育事業の参加費用の2分の1で、月額5,000円を上限としている。対象の療育事業は医師の指示のもと実施される専門性の高い療育事業として市長が認めるもので、諸制度により給付費等の支給がされるものを除くこととしている。現在認定している対象療育事業は、埼玉療育園での音楽療法、発達協会（王子クリニック）での評価と指導プログラム、ホースパラダイス群馬での乗馬療法、LITALICO ジュニア（旧 Leaf）でのソーシャルスキルトレーニング、地域療育センターでの個別療育プログラム、こども発達相談にここでの音楽療法、視覚発達支援センターでのビジョントレーニング等、とびばこ舎視覚教育支援センターでの学習支援・言語療法支援・作業療法支援・ビジョントレーニング、みか先生のお教室でのソーシャルスキル・学習サポート、えすこおとでのソーシャルスキルトレーニング、プロ家庭教師リンクでのソーシャルスキルトレーニング・ビジョントレーニング、いんどりビジョンでのビジョントレーニングである。その他の事業については、問合せに応じ検討する。基本的な条件としては、国家資格もしくはそれに準ずる資格を持つ者が、障害児に対し専門的に療育事業を提供することとしている。

本事業の利用実績は、

令和 2年度	利用者	8人	交付額	110,200円
令和 3年度	利用者	2人	交付額	45,000円
令和 4年度	利用者	4人	交付額	67,500円
令和 5年度	利用者	1人	交付額	13,500円
令和 6年度	利用者	3人	交付額	40,000円
令和 7年度	利用者	3人	交付額	16,400円

また、令和7年度利用者は音楽療法、ソーシャルスキルトレーニングを利用している。

深谷市ふっかちゃん障害児 療育経費助成事業



深谷市では、平成24年12月に、安心して子育てができる環境づくりを推進し、次代を担う子どもたちの健やかな成長に資するため、深谷市ふっかちゃん子ども福祉基金を創設しました。「深谷市ふっかちゃん障害児療育経費助成事業」は、その基金を活用し、障害児が医師の指示のもと実施される専門性の高いものとして認められる療育事業に参加した場合、その経費の一部を助成するものです。

※障害児とは、18歳未満で身体に障害のあるかた、知的障害のあるかた、精神に障害のあるかた(発達障害児を含む)または難病(障害福祉サービスの対象となる376疾患)のかたです。

障害児スポーツ助成金の交付事業 報告書

本事業は、平成25年度から実施しており、障害者スポーツ（パラリンピック競技・全国障害者スポーツ大会競技等）を行う障害児に対して、深谷市ふっかちゃん子ども福祉基金を活用し助成しているものである。

この助成金の交付額は、対象児が用いるスポーツ補装具等の購入又は本助成を受けたスポーツ補装具等の修理に要する経費で、対象児1人当たり年額300,000円を上限としていたところであるが、平成28年度から年額500,000円を上限とし、経費の10分の9を助成している。さらに用具や消耗品についても年額10,000円を上限に経費の10分の9を助成していたところであるが、令和5年度から年額40,000円を上限に経費の2分の1を助成している。

なおスポーツ補装具とは、障害児がスポーツ競技を行うために必要な補装具で、日常生活において使用される、障害者総合支援法に規定する補装具以外のものとしている。これは、必要なものであっても法に基づき支給されるものや、障害のないかたでも必要となるような補装具は対象に含めないことから定めているものである。

本事業の利用実績は、

令和 4年度	補装具：1人決定	交付額	50,886円
	用具等：6人決定	交付額	37,187円
令和 5年度	補装具：決定及び交付なし		
	用具等：4人決定、	交付額	39,881円
令和 6年度	補装具：決定及び交付なし		
	用具等：5人決定	交付額	61,087円
令和 7年度	補装具：決定及び交付なし		
	用具等：7人決定	交付額	44,136円

となっている。

深谷市ふっかちゃん障害児 スポーツ助成について



深谷市では、平成24年12月に、安心して子育てができる環境づくりを推進し、次代を担う子どもたちの健やかな成長に資するため、深谷市ふっかちゃん子ども福祉基金を創設しました。その基金を活用した事業として、「深谷市ふっかちゃん障害児スポーツ助成」を実施しています。これは、スポーツ競技を行う障害児に対して、スポーツ競技のために必要な補装具等の購入費用又は修理費用を助成するものです。

※この事業において、対象児が年度途中で満18歳に達したときは、年度末までは満18歳に満たないものとみなします。